

5. 対策推進のための役割分担

(1) 関係機関等の役割

新型インフルエンザ対策を推進するにあたり、関係機関等の役割について以下に示す。

① 国

新型インフルエンザの発生前は、「新型インフルエンザ対策閣僚会議」、「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

また、各省庁では行動計画等を踏まえ相互に連携を図りつつ新型インフルエンザが発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザの発生時には、速やかに内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる「新型インフルエンザ対策本部」（以下「政府対策本部」という。）を設置し、各省庁においても対策本部等を開催し、対策を強力に推進する。

② 道

道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努める。

また、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

③ 白老町

住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、道や近隣の市町と緊密な連携を図ることとする。

④ 医療機関

新型インフルエンザによる健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ発生前から地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進する。また、新型インフルエンザ発生時における医療の提供を確保するため、新型インフルエンザ患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定を進める。

新型インフルエンザ発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じた新型インフルエンザ患者の診療体制の強化を含めた、医療の提供に努める。

⑤ 社会機能の維持に関わる事業者

公共サービス提供者、医薬品食料品等の製造販売事業者、運送事業者、報道機関等については、新型インフルエンザの発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、新型インフルエンザの発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染予防策の実施等の準備を積極的に行うことが重要である。

発生時には事業継続計画を実行し、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう努める。

⑥ 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザの発生時に備えて、職場における感染予防や事業継続に不可欠な重要業務への重点化のための準備を行うことが求められる。

新型インフルエンザの発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、事業の自粛が求められる。

⑦ 関係機関の協力

パンデミック時における感染拡大を可能な限り阻止し、健康府外を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能への影響を最低限に抑えるため、各関係機関（近隣自治体、白老町医師協議会、白老町歯科医師協議会、一般社団法人北海道薬剤師会苫小牧支部、その他町内の公共交通機関、マスメディア、企業等）の協力を求める。

⑧ 町民の協力等

町民は、新型インフルエンザ等に関する正しい知識をもち、食料品・生活必需品等の備蓄や外出自粛や手洗い・うがい¹⁴・マスク着用¹⁵・咳エチケット等、その予防に注意を払うよう努める。また、新型インフルエンザ患者等の人権を損なうことのないように充分留意しなければならない。

¹⁴ うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

¹⁵ 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

(2) 危機管理体制の整備

①対策の推進体制

国内や海外において、新型インフルエンザ等の感染者が発生又は感染が拡大するおそれがある場合に、感染拡大防止の対応を実施するための体制として、対策本部及び対策推進会議を設置する。

新型インフルエンザ等の発生は、風水害、地震等の災害、国民保護の武力攻撃事態の発生と同様に、全庁一丸で対応しなければならない緊急非常事態である。よって、対策本部、対策推進会議を構成する職員のみならず、町職員全員が通常業務に優先して事態に当たらなければならない。

(ア) 白老町新型インフルエンザ対策本部

新型インフルエンザが海外で発生した段階（海外発生期）では、「新型インフルエンザ対策警戒本部」を設置し、町内での新型インフルエンザ患者の発生に備えた対策を全庁的に推進する。国内発生期から小康期では「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、新型インフルエンザへの対処方針、対策等を決定し実施する。

対策本部は、対策推進会議の上位組織として、対策推進会議が策定した対策の方針及び具体的な対策のうち、町民生活に大きな影響を及ぼす重要事項について審議・決定を行う。

対策本部は、本部長（町長）が副本部長、本部員を招集し行う。

白老町新型インフルエンザ等対策本部¹⁶

設置段階	海外発生期（対策警戒本部） 道内未発生期、道・町内発生早期、道・町内感染期、小康期
構成	本部長：町長 副本部長：副町長、教育長 本部員：総務課長、危機管理 GL、企画課長、生活環境課長、健康福祉課長、町立病院院長、町立病院事務長、経済振興課長、財政課長、会計管理者、学校教育課長、議会事務局長、消防長
役割	対策推進会議から新型インフルエンザ等に関する報告と対策の方針案（対策推進会議が策定した対策のうち特に重要な事項）の説明を受け、実施の決定と必要な指示、命令を行う (1)町長緊急事態宣言、終息宣言の発表 (2)町内公共施設の閉鎖、利用制限、町の行事の中止、延期等の決定等 (3)町職員の勤務体制の見直し (4)新型インフルエンザ等対策の予算措置の決定 (5)臨時的な診療場所開設の決定（町内公共施設等） (6)その他重要事項の決定 ※重要事項であっても、緊急対応が必要な場合については、町長と協議の上、対策推進会議で決定し、対策本部へ報告することができるものとする。
事務局	危機管理室

¹⁶ 特措法第 35 条（市町村対策本部の組織）

(イ) 白老町新型インフルエンザ等対策推進会議

新型インフルエンザの発生に備え、各課が連携協力して必要な対策を総合的に推進するため、副町長を座長とする「白老町新型インフルエンザ対策推進会議」を開催する。

対策推進会議は会長（副町長）が必要に応じて、副会長、委員を招集し行う。

白老町新型インフルエンザ等対策推進会議

設置段階	未発生期・海外発生期・道内未発生期、道・町内発生早期、道・町内感染期、小康期
構成	<p>会 長：副町長</p> <p>副会長：総務課長、健康福祉課長、町立病院院長、学校教育課長</p> <p>委 員：財政 GL、危機管理 GL、人事・行政監理 GL、企画 GL、 税務課長、町民課長、高齢者介護課長、子育て支援課、 生涯学習課長、町立病院事務長、経済振興課長、建設課長、 上下水道課長、会計管理者、学校教育 GL、給食センター長、生活環境課長</p>
役割	<p>(1) 新型インフルエンザ等に関する情報収集、情報交換</p> <p>ア 各課が所管する施設（関係機関）との情報交換、内容確認</p> <p>イ 国・道（保健所）等からの通知、指示事項等の確認等</p> <p>→集約した情報を対策本部に報告</p> <p>(2) 状況に応じた対策の検討、策定、実施及び軽易な対策の決定</p> <p>→対策の方針等で町民生活に大きな影響を及ぼす重要な事項については対策本部に提案</p> <p>(3) 新型インフルエンザ等感染対策の普及啓発</p> <p>(4) 町行政業務の継続に関する調整</p> <p>(5) 町行動計画の見直し</p>
事務局	健康福祉課

(ウ) 白老町新型インフルエンザ医療対策会議（常設）

新型インフルエンザ対策における医療体制の検討及び医療面の課題を審議するとともに、新型インフルエンザ発生時の医療体制に対し中心的役割を担う組織として、町及び白老町医師協議会等の関係機関の代表者で構成される「白老町新型インフルエンザ医療対策会議」を開催する。

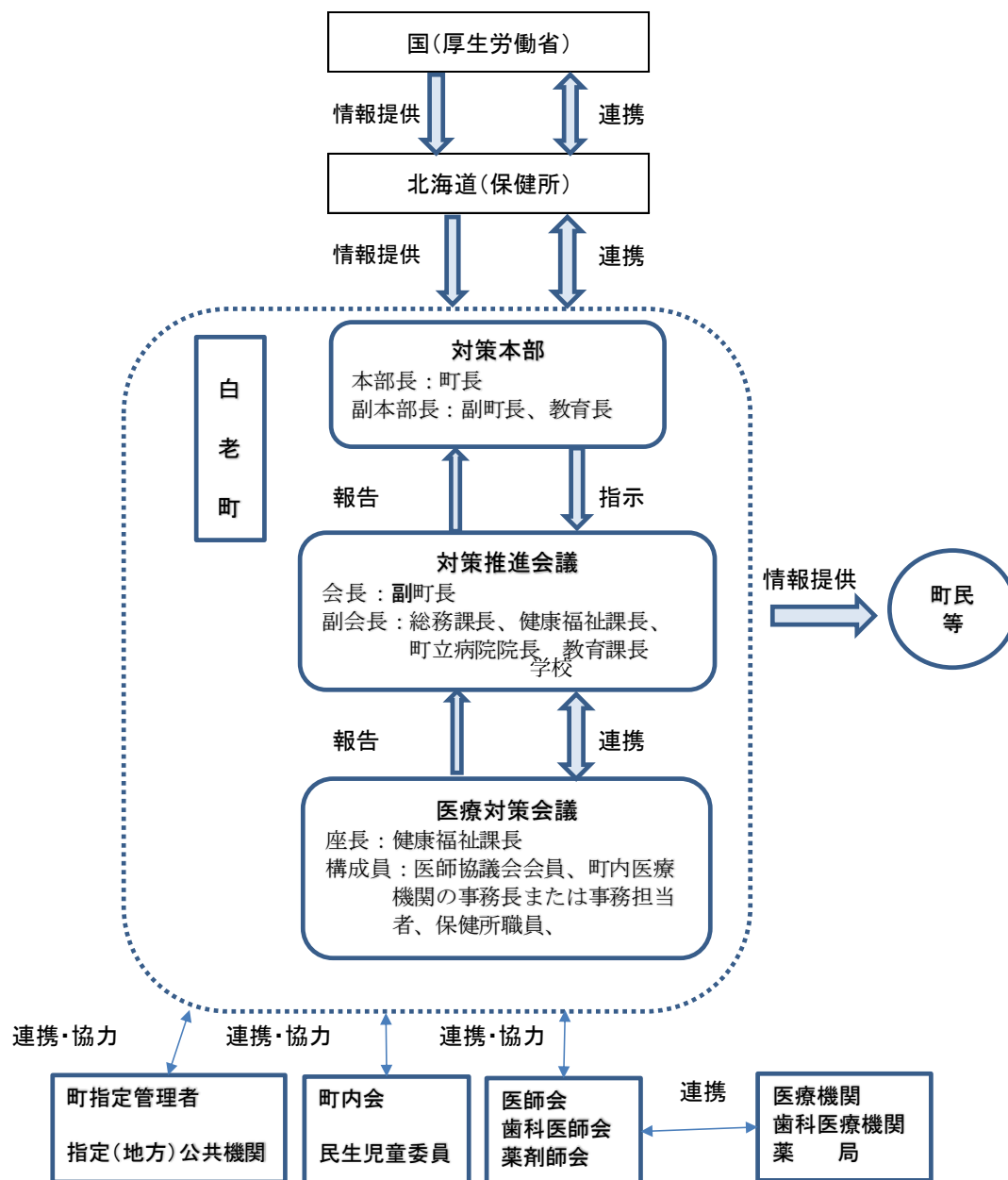
座 長	健康福祉課長
構成員	医師協議会会員、町内医療機関の事務長または事務担当者、 保健所職員、
事務局	健康福祉課

②留意事項

新型インフルエンザの発生状況や、国内、道及び町内での患者の発生状況に応じて、本町における総合的な新型インフルエンザ対策を関係課等が連携、協力して講じるため、全庁的な推進体制を整備する。

上記の他、新型インフルエンザの発生状況、予防、治療等に関する情報提供、協議及び連携のための連絡会等を必要に応じて、随時に設置・運営する。

図 1 白老町の危機管理体制



(3) 各課等の主な役割

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために各部局が連携をとりながら、全庁的な取り組みを行う。

各課等に共通する役割については以下のとおりとする。なお、発生段階別に各課等が感染拡大状況に応じて実施する具体的な対策は、後述の「各論 各発生段階における対策」に記載する。

第 I 章 総論 5 対策推進のための役割分担

各課等に共通する役割
1 対策本部及び対策推進会議から所管する事務として命ぜられる事務の実施に関すること。
2 所属する町施設等に関する感染対策の徹底及び機能維持・縮小の要請等に関すること。
3 地域感染期等における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関すること。
4 地域感染期等における町の業務の維持継続に関すること。
5 関係機関との連携・調整に関すること。
6 新型インフルエンザ等に関する財政措置に関すること。
7 各課間の応援（職員・車両等）に関すること。

課等の名称	各課等の主な役割
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報の統括に関すること ・ 広報車による町民への情報等の広報及び伝達に関すること。 ・ 関連情報の発表に関わる総合調整に関すること。 ・ 関連情報の広報に関すること。 ・ 報道機関との連絡調整に関すること。 ・ 職員の健康管理及び感染対策に関すること。 ・ 感染が疑われる職員等の出勤停止等の措置に関すること。 ・ 職員の勤務体制に関すること。
企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道対策本部等の関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 ・ 関連情報及び活動の情報の収集、伝達及び集約に関すること。
危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の設置及び運営に関すること。 ・ 緊急事態宣言の伝達及び町民の外出自粛要請に関すること。 ・ 各課間の総合調整及び統制に関すること。 ・ 車両の調達等、対策本部機能維持のための必要な資機材に関すること。 ・ 白老町消防本部との連絡及び調整に関すること。 ・ 諸団体（自主防災組織、町民団体、町内会）への協力要請に関すること。 ・ 協定の締結に関すること。 ・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集及び情報提供並びに感染対策、医療機関受診方法等の普及啓発に関すること。 ・ 感染対策及び医療体制整備に係る物質及び資材の備蓄、調達及び運搬に関すること。

第 I 章 総論 5 対策推進のための役割分担

	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）に関する事。
生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍町民への対応に関する事。 ・身元不明の遺体の収容に関する事。 ・一時的な遺体の安置所の開設に関する事。 ・野鳥の大量の不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥の検査等への協力及び処分等に関する事。 ・防疫に関する事。 ・廃棄物（ごみ、し尿）の収集、運搬に関する事。 ・資源の使用抑制、ごみの排出規制に関する事。
町民課	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な遺体の安置所の開設に関する事。 ・身元不明の遺体の収容並びに埋火葬に関する事。
健康福祉課 福祉支援 G 高齢者介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品及び生活必需品の安定供給等に関する事。 ・介護保険施設等及び福祉施設での感染対策に関する啓発及び情報提供に関する事。 ・介護保険施設等及び福祉施設でのインフルエンザ患者の集団的な発生を把握する事。 ・要援護者（独居高齢者・障がい者世帯）等の支援に関する事。 ・福祉サービスの継続利用に関する事。 ・ボランティア等の受け入れに関する事。
課等の名称	各課等の主な役割
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園及び児童館の感染対策に関する事。 ・保育園及び幼稚園でのインフルエンザ患者の集団的な発生を把握する事。 ・保育園及び児童館の業務継続、臨時休園等に関する事。
健康福祉課 健康推進 G	<ul style="list-style-type: none"> ・白老町新型インフルエンザ等対策推進会議の設置及び運営に関する事。 ・緊急事態発生の通報受理及び伝達に関する事。 ・保健所との連携に関する事。 ・医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関する事。 ・新型インフルエンザ等に関する情報収集及び情報提供並びに感染対策、医療機関受診方法等の普及啓発に関する事。 ・新型インフルエンザ等に係る相談窓口の設置等に関する事。 ・感染防止に関する必要な医薬品・医療資機材の調達に関する事。 ・プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの予防

第 I 章 総論 5 対策推進のための役割分担

	<p>接種に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者（妊産婦・乳幼児）等への支援に関すること。
経済振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜等の大量の不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥の検査等への協力及び処分等に関すること。 ・事業所（者）への情報提供及び連絡・調整に関すること。 ・企業活動の縮小要請に関すること。 ・食料品の確保及び安定供給のための関係機関との連携に関すること。
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、水道等のライフライン事業者による業務継続の要請をすること。
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、水道等のライフライン事業者による業務継続の要請をすること。 ・終末・し尿処理場の維持・管理に関すること。 ・飲料水の確保に関すること。
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における感染対策に関する啓発及び情報提供に関すること。 ・小中学校でのインフルエンザ患者の集団的な発生を把握すること。 ・小中学校の臨時休業に関すること。
町立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・外来診療に関すること。
税務課 生涯学習課 給食センター 会計課 議会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・各課等に共通する役割に記載。